

## 新旧対照表

【関税率表解説（平成23年11月18日財閥第1318号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<b>関税率表の解説に関する通則</b>	<b>関税率表の解説に関する通則</b>
(省 略)	(同 左)
<b>通 則 3</b>	<b>通 則 3</b>
(省 略)	(同 左)
通則3 (b)	通則3 (b)
(VI) ~ (IX) (省 略)	(VI) ~ (IX) (同 左)
(X) この通則の適用上、「小売用のセットにした物品」とは、次の物品をいう。	(X) この通則の適用上、「小売用のセットにした物品」とは、次の物品をいう。
(a) 及び (b) (省 略)	(a) 及び (b) (同 左)
(c) 再包装しないで、 <u>最終使用者</u> に直接販売するのに適した状態（例えば、箱若しくはケースの中に又は厚紙の上）に包装されている物品「小売」には、更に製造し、調製し、再包装し又はその他の物品と組み合わせ若しくは組み込んだ後に再販売することを意図した物品の販売を含まない。	(c) 再包装しないで、 <u>使用者</u> に直接販売するのに適した状態に包装されている物品（例えば、箱若しくはケースの中に又は厚紙の上に）したがって、「小売用のセットにした物品」には、例えば、ある即席料理を調製する際に共に使用する目的で種々の食料品を組み合わせたものを含む。
したがって、「小売用のセットにした物品」には、個々の物品が共に使用する目的で最終使用者に販売されるセットのみを含む。例えば、ある即席料理を調製する際に共に使用する目的で種々の食料品を組み合わせたもので、共に包装され、買い手が消費するものが「小売用のセット」である。	
<b>第 3 類</b>	<b>第 3 類</b>
魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物
(省 略)	(同 左)
上記の除外規定のほか、次の物品もこの類に含まない。	上記の除外規定のほか、次の物品もこの類に含まない。
(a) ~ (d) (省 略)	(a) ~ (d) (同 左)
* * *	(新 規)
号の解説	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>0305.10、0306.19、0306.29、0307.91、0307.99 及び 0308.90  <u>03.05 項、03.06 項、03.07 項及び 03.08 項において、食用に適する粉、ミール及びペレットは、それぞれ 0305.10 号、0306.19 号、0306.29 号、0307.91 号、0307.99 号又は 0308.90 号に属する。</u></p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 29 類 有 機 化 学 品</p> <p>(省 略)</p>	
<p>29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に单一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>(省 略)</p> <p>(D) アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド      一般式が ROOH (アルコールペルオキシド)、ROOR<sup>1</sup> (エーテルペルオキシド) 及び ROOR<sup>2</sup>OOR<sup>1</sup> (ケトンペルオキシド) の化合物である。R、R<sup>1</sup> 及び R<sup>2</sup> は有機基を示し、R と R<sup>1</sup> は同じ場合と異なる場合がある。      例としては、エチルヒドロペルオキシド、ジエチルペルオキシド及び 1,1-ジ(ターシャリーブチルペルオキシ)シクロヘキサンがある。      この項には、また、ケトンペルオキシド(化学的に单一であるかないかを問わない。)も含む。例えば、シクロヘキサンペルオキシド(1-ヒドロペルオキシシクロヘキシル 1-ヒドロキシシクロヘキシルペルオキシド) *この項には、ペルオキシケタールを含まない (29.11)。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 29 類 有 機 化 学 品</p> <p>(同 左)</p> <p>29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に单一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>(同 左)</p> <p>(D) アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド      一般式が ROOH (アルコールペルオキシド)、ROOR<sup>1</sup> (エーテルペルオキシド) 及び ROOR<sup>2</sup>OOR<sup>1</sup> (ケトンペルオキシド) の化合物である。R、R<sup>1</sup> 及び R<sup>2</sup> は有機基を示し、R と R<sup>1</sup> は同じ場合と異なる場合がある。      例としては、エチルヒドロペルオキシド、ジエチルペルオキシド及び 1,1-ジ(ターシャリーブチルペルオキシ)シクロヘキサンがある。      この項には、また、ケトンペルオキシド(化学的に单一であるかないかを問わない。)も含む。例えば、シクロヘキサンペルオキシド(1-ヒドロペルオキシシクロヘキシル 1-ヒドロキシシクロヘキシルペルオキシド) *      (新 規)</p> <p>(同 左)</p>
<p>29.11 アセタール及びヘミアセタール(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>	<p>29.11 アセタール及びヘミアセタール(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>

## 新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
<p>(A) アセタール及びヘミアセタール*</p> <p>アセタールは、アルデヒド又はケトンの水和物の di-ether (仮想的) とみなされる。</p> <p>ヘミアセタールは、エーテル酸素原子に隣接した炭素原子が水酸基と結合しているモノエーテルである。</p> <p>他の酸素官能基を有するアセタール及びヘミアセタールとは、同一分子中にこの類の前項までに掲げられた酸素官能基 (アルコール官能基等) を 1 個以上有するアセタール及びヘミアセタールをいう。</p> <p>この項には、ペルオキシケタールを含む。</p> <p>(1) ~ (3) (省 略)</p> <p>(4) 1, 1-ジ(ターシャリーブチルペルオキシ)シクロヘキサン <u>(C<sub>14</sub>H<sub>28</sub>O<sub>4</sub>)*</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>(A) アセタール及びヘミアセタール*</p> <p>アセタールは、アルデヒド又はケトンの水和物の di-ether (仮想的) とみなされる。</p> <p>ヘミアセタールは、エーテル酸素原子に隣接した炭素原子が水酸基と結合しているモノエーテルである。</p> <p>他の酸素官能基を有するアセタール及びヘミアセタールとは、同一分子中にこの類の前項までに掲げられた酸素官能基 (アルコール官能基等) を 1 個以上有するアセタール及びヘミアセタールをいう。</p> <p>(新 規)</p> <p>(1) ~ (3) (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>(同 左)</p>																
<p>29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。) 並びにこれらの誘導体及び構造類似物 (主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)</p> <p>(省 略)</p> <p>除 外</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(1) ~ (9) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">* * *</p>	<p>29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。) 並びにこれらの誘導体及び構造類似物 (主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)</p> <p>(同 左)</p> <p>除 外</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(1) ~ (9) (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>(同 左)</p>																
<p>号の解説</p> <p>2937.11 から 2937.19</p> <p>これらの号には、二以上のアミノ酸を含有するペプチドホルモンを含む。</p> <p>(省 略)</p> <p>関税率表解説第 29 類のある物品の化学構造式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項</th> <th style="width: 25%;">パラグラフ</th> <th style="width: 25%;">関税率表解説の記載</th> <th style="width: 25%;">化学構造式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table>	項	パラグラフ	関税率表解説の記載	化学構造式	(省 略)				<p>関税率表解説第 29 類のある物品の化学構造式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項</th> <th style="width: 25%;">パラグラフ</th> <th style="width: 25%;">関税率表解説の記載</th> <th style="width: 25%;">化学構造式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </tbody> </table>	項	パラグラフ	関税率表解説の記載	化学構造式	(同 左)			
項	パラグラフ	関税率表解説の記載	化学構造式														
(省 略)																	
項	パラグラフ	関税率表解説の記載	化学構造式														
(同 左)																	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

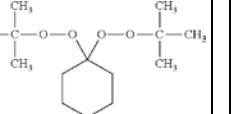
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
29.09			エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		29.09			エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	(C)		エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール		(C)			エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール	
	(1)		グアイアコール	(省略)		(1)		グアイアコール	(同左)
	(D)		アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド		(D)			アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド	(同左)
			ケトンペルオキシド（シクロヘキサンонペルオキシド）	(省略)				ケトンペルオキシド（シクロヘキサンонペルオキシド）	(同左)
(削除)								<u>エチルペルオキシド</u> <u>1, 1-ジ(ターシヤリーブチルペルオキシ)シクロヘキサン</u>	
(省略)								(同左)	
29.11			アセタール及びヘミ	(省略)	29.11			アセタール及びヘミ	(同左)

### 新旧对照表

## 【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
			アセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				アセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
(A)			アセタール及びヘミアセタール	(省 略)	(A)		アセタール及びヘミアセタール	(同 左)	
			ペルオキシケタール 1, 1-ジ(ターシャリーブチルペルオキシ)シクロヘキサン				(新 規)		
(省 略)					(同 左)				
(省 略)					(同 左)				
<b>第 30 類 医療用品</b>					<b>第 30 類 医療用品</b>				
(省 略)					(同 左)				
30.05 脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパッパー）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたものの					30.05 脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパッパー）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたものの				
(省 略)					(同 左)				
被覆用の脱脂綿及びガーゼ（通常、吸収性の綿製）並びに包帯等で、医薬を染み込ませ又は塗布してないものは、再包装されることなく、個人、診療所、病院等に直接小売される形状又は包装にしたもので、かつ、その特徴（ロール状又は折り畳んだ状態での提示、保護包装、ラベル表示等）から、医療用又は獣医用としての使用を専ら意図していることが識別できる場合に限り、この項に属する。					被覆用の脱脂綿及びガーゼ（通常、吸収性の綿製）並びに包帯等で、医薬を染み込ませ又は塗布してないものは、医療用又は獣医用として再包装されることなくそのままの形で使用者（個人、病院等）に販売するよう専ら意図している場合（例えば、添付ラベル又は特別のたたみ方等から判断される。）に限り、この項に属する。				

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
<b>第 70 類 ガラス及びその製品</b>	<b>第 70 類 ガラス及びその製品</b>
(省 略)	(同 左)
<b>70.20 その他のガラス製品</b>	<b>70.20 その他のガラス製品</b>
(省 略)	(同 左)
この項には、また、次の物品を含まない。 (a) ~ (g) (省 略) (h) 96 類のガラス製品（例えば、ボタン、ペンホルダー、ペンシルホルダ ー、ペン先、ライター、香水用噴霧器、魔法瓶その他の真空容器（ <u>完成 品に限る。</u> ）） (ij) (省 略)	この項には、また、次の物品を含まない。 (a) ~ (g) (同 左) (h) 96 類のガラス製品（例えば、ボタン、ペンホルダー、ペンシルホルダ ー、ペン先、ライター、香水用噴霧器、魔法瓶その他の真空容器（ <u>ケ ース入りのものに限る。</u> ）） (ij) (同 左)
(省 略)	(同 左)
<b>第 73 類 鉄 鋼 製 品</b>	<b>第 73 類 鉄 鋼 製 品</b>
(省 略)	(同 左)
<b>73.10 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内 容積が 300 リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかな いか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用 のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するもの を除く。）</b>	<b>73.10 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内 容積が 300 リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかな いか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用 のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するもの を除く。）</b>
(省 略)	(同 左)
この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (g) (省 略) (h) 96.17 項の魔法瓶その他の真空容器（ <u>完成品に限る。</u> ）	この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (g) (同 左) (h) 96.17 項の魔法瓶その他の真空容器（ <u>ケース付きのものに限る</u> ）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
<b>第 76 類</b> アルミニウム及びその製品  (省 略)	<b>第 76 類</b> アルミニウム及びその製品  (同 左)
76.12 アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が 300 リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)  (省 略)	76.12 アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が 300 リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)  (同 左)
この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (f) (省 略) (g) 96.17 項の魔法瓶その他の真空容器 <u>（完成品に限る。）</u>  (省 略)	この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (f) (同 左) (g) 96.17 項の <u>ケース入り</u> の魔法瓶その他の真空容器  (同 左)
<b>第 87 類</b> 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品  (省 略)	<b>第 87 類</b> 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品  (同 左)
87.01 トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）  (省 略)	87.01 トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）  (同 左)
号の解説 8701.10 (省 略) <u>8701.20</u> <u>この号において「道路走行用トラクター」とは、セミトレーラーを長距離けん引するよう設計された車両をいう。道路走行用トラクターとセミトレーラーは、例えば、「トレーラートラック（articulated lorries）」、「トラクタ・トレーラー（tractor-trailers）」等の様々な名称で知られる連結車両を形成する。これらの車両は、通常ディーゼルエンジンを有し、トレーラーを満載に</u>	号の解説 8701.10 (同 左) <u>(新 規)</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>した状態で、道路網（大通りや高速道路を含む一般道路）を、都市部での走行速度を超える速度で走行できる。このような車両は、運転手及び乗員用の閉じた運転室（睡眠設備を有することもある。）、ヘッドランプ及び国内的に承認された寸法を有し、異なる機能を有するセミトレーラーをすばやく付け替えられるよう、通常、第五輪を装備する。</p> <p><u>セミトレーラーを短距離けん引する類似の車両は、この号には含まない（通常 8701.90 号）。</u></p> <p>8701.30 (省 略)</p> <p>8701.90</p> <p><u>この号には、セミトレーラーを短距離けん引する車両を含む。このタイプの車両は、例えば、「ターミナルトラクター（terminal tractors）」、「ポートトラクター（port tractors）」等の様々な名称で知られ、所定の範囲内においてトレーラーを配置し又は往復させるために使用される。これらは、8701.20 号の道路走行用トラクターのような道路上での長距離のけん引には適さない。これらは、通常、最高速度が時速 50km を超えないディーゼルエンジンを搭載し、また、一般的に、運転手用の小さい単座席の運転室を有する点で、道路走行用トラクターとは区別できる。</u></p>	
(省 略)	8701.30 (同 左) (新 規)
<p style="text-align: center;"><b>第 94 類</b></p> <p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>(省 略)</p> <p>94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第 94.02 項のものを除く。）及びその部分品</p> <p>(省 略)</p> <p>ひじ掛けいす、寝いす、背付き長いす等は、寝台に兼用することができるものであってもこの項に属する。</p> <p><u>この項の腰掛けには、例えば、玩具要素、振動機能、音楽若しくは音声のプレーヤー又は照明機能のような、腰掛け以外の補助的な構成要素が付いて</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 94 類</b></p> <p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>(同 左)</p> <p>94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第 94.02 項のものを除く。）及びその部分品</p> <p>(同 左)</p> <p>ひじ掛けいす、寝いす、背付き長いす等は、寝台に兼用することができるものであってもこの項に属する。</p> <p>(新 規)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>いてよい。</p> <p>ただし、この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (e) (省略)</p> <p>(f) 足を載せるように設計したスツール及び足載せ台（揺りいす式のものであるかないかを問わない。）、<u>幼児用歩行器並びにいすとして副次的に使用するリネンチェストその他これに類するチェスト</u> (94.03)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 95 類</b> がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (l) (省略)</p> <p><u>(m) 身体トレーニングのために設計された一以上の取手を有するジャンプボール</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) 身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具</p> <p>例えば、索につるした鉄棒及びつり環、鉄棒、平行棒、平均台、跳馬、鞍馬、踏切り板、登はん用の綱及びはしご、壁棒、体操用こん棒、ダンベル、バーベル、メディシンボール、<u>身体トレーニングのために設計さ</u></p>	<p>ただし、この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (e) (同左)</p> <p>(f) 足を載せるように設計したスツール及び足載せ台（揺りいす式のものであるかないかを問わない。）並びにいすとして副次的に使用するリネンチェストその他これに類するチェスト (94.03)</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 95 類</b> がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (l) (同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) 身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具</p> <p>例えば、索につるした鉄棒及びつり環、鉄棒、平行棒、平均台、跳馬、鞍馬、踏切り板、登はん用の綱及びはしご、壁棒、体操用こん棒、ダンベル、バーベル、メディシンボール、漕術、サイクリングその他の訓練</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>れた一以上の取手を有するジャンプボール、漕術、サイクリングその他の訓練用の装置、チェストエキスパンダー、ハンドグリップ、スタート台、ハードル、跳躍台及び支柱、跳躍用ポール、着地場所用マットレス、投げ槍、円盤、ハンマー、砲丸、パンチボール（スピードバッグ）、パンチバッグ（パンチングバッグ）、ボクシングリング、レスリングリング及び登はん用の壁</p> <p>(B) (省 略)</p> <p>(C) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 96 類 雜 品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>用の装置、チェストエキスパンダー、ハンドグリップ、スタート台、ハードル、跳躍台及び支柱、跳躍用ポール、着地場所用マットレス、投げ槍、円盤、ハンマー、砲丸、パンチボール（スピードバッグ）、パンチバッグ（パンチングバッグ）、ボクシングリング、レスリングリング及び登はん用の壁</p> <p>(B) (同 左)</p> <p>(C) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 96 類 雜 品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>96.17 魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) 魔法瓶その他これに類する真空容器（完成品に限る。）：このグループには、液体、食物その他の物品を一定の温度で相当な時間保存することができるよう設計した真空式のジャー、瓶等を含む。これらの製品は、一般にガラス製の二重壁の内部容器（その壁の間は真空になっている。）とその保護用の外部ケース（金属、プラスチックその他の材料から作ってあり、紙、革、レザークロス等を被覆してあることもある。）とから成る。真空容器と外部ケースとの間にはグラスファイバー、コルク又はフェルトの断熱材を詰めてあることもある。<u>この項には、保護用の外部ケースを有しない、ステンレス鋼製の二重壁の真空断熱魔法瓶で、保温性を有するものを含む。</u>魔法瓶の場合、蓋はカップとして使用することもできる。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>96.17 魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) 魔法瓶その他これに類する真空容器（ケース入りのものに限る。）：このグループには、液体、食物その他の物品を一定の温度で相当な時間保存することができるよう設計した真空式のジャー、瓶等を含む。これらの製品は、一般にガラス製の二重壁の内部容器（その壁の間は真空になっている。）とその保護用の外部ケース（金属、プラスチックその他の材料から作ってあり、紙、革、レザークロス等を被覆してあることもある。）とから成る。真空容器と外部ケースとの間にはグラスファイバー、コルク又はフェルトの断熱材を詰めてあることもある。魔法瓶の場合、ふたはカップとして使用することもできる。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>